

道路運送法第 4 条許可申請に 向けた調整事項



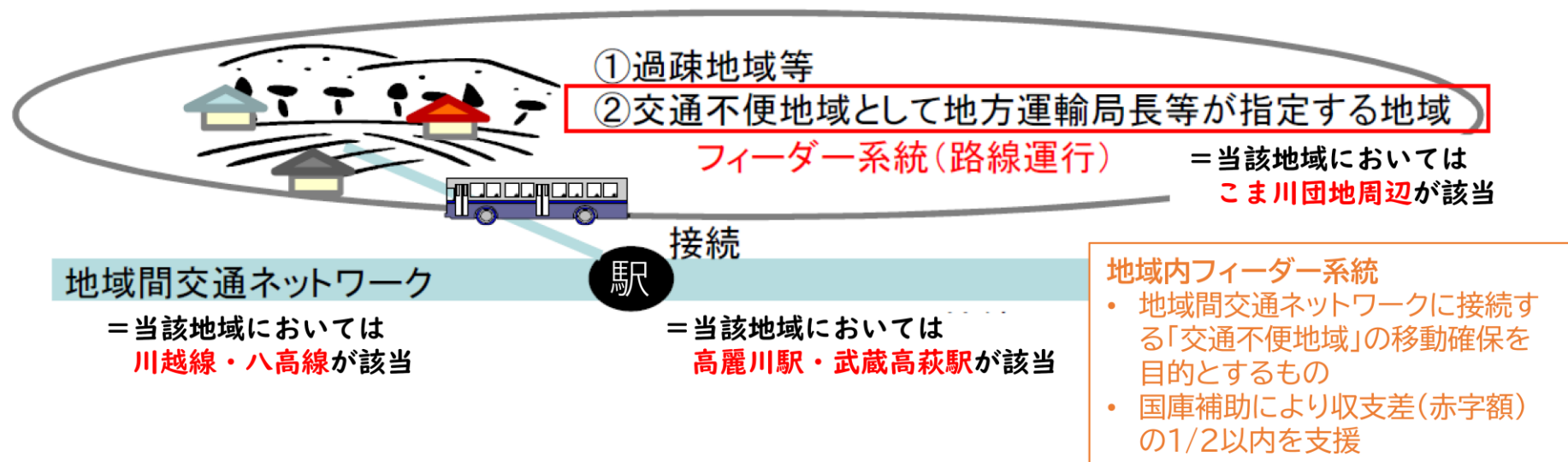
Ⅰ. 本格運行への移行

- 令和8年6月の本格運行移行に向けて、協議会等の議論を踏まえながら検討を進める。
- 現行の実施体制・運行計画を基本としつつ、モニタリング調査等の実証実験から得られた課題等に基づき、必要な改善を運行内容に反映する。

審議事項	維持・確保方針（現行）
維持確保の方向性	交通不便地域を通り、地域間交通ネットワークと接続する地域内フィーダー系統として日高市において維持確保を図る
運行主体	日高市
運行事業者	市内タクシー事業者（高麗川交通、日高ハイヤー）
道路運送法上の位置づけ	- 令和7年6月～令和8年5月まで：道路運送法第21条運行（実証運行） - 令和8年6月から：道路運送法第4条運行（本格運行移行）
運行方法	路線定期運行（高麗川駅系統22便、武蔵高萩駅系統21便）
運行日	日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く毎日
運行時間	6時台～20時台（平日・土曜共通）
運用車両	ワゴン車両（乗車定員10人乗り）※予備車両は普通タクシー車両を使用
乗車運賃	1乗車につき一律運賃を採用（乗車距離は関係なし） - 大人 200円 - 小人（小学生以下）100円 [運賃割引] - 未就学児 無料 - 障がい者 大人・小人の半額 - 介護人 大人・小人の半額 - 学生証提示者 大人運賃の半額

2. 国庫補助の活用

- 本格運行移行に当たり、**国庫補助（地域公共交通確保維持改善事業：地域内フィーダー系統補助）の活用を視野**に入れつつ、市の公的負担を投入し、公共サービスとして維持・確保を図る。
- 国庫補助を活用するため、**地域公共交通計画内で活用する旨の記載**が必要となる。



地域間交通ネットワーク…複数の市町村をまたがる黒字の幹線バスや鉄軌道のこと

交通不便地域…半径1キロメートル以内にバスの停留所、鉄軌道駅等が存しない地域のこと

※申請段階で廃止が決定している停留所等や、運行本数が著しく少ない停留所等はカウントされない

※距離以外の地理的要因（河川による分断や急こう配など）についても個別に考慮される

▲日高市において導入を想定している地域内フィーダー系統のイメージ

（出典）国土交通省資料を基に加筆

3. 本格運行に向けたスケジュール

▼事業スケジュール

年度	月	法定協議会等	モニタリング会議 (日高市×運行事業者)	モニタリング調査 (意識調査、乗降調査)	道路運送法許可 申請手続（第4条関係）	法定計画の改定 (国庫補助申請含む)
R7	4 5 6 7	・ 第6回交通戦略部会 ・ 第8回法定協議会	定期的（原則、毎月） に実施し、運行上の情 報交換をメインに実施 する。 ・ 利用者数等の推移 ・ 利用者属性の分析 ・ 運賃収入 ・ 運行上の支障事項 ※運行実態（系統便・ 停留所ごとの利用者数 については、毎日、市 に報告する）の把握	・ 調査内容の調整 ・ 調査方法の協議（部会） ・ 調査方法の協議（協議会） ★モニタリング調査の実施 ※2週間～3週間程度	・ 運行計画の作成 ・ 埼玉運輸支局への相談 ・ 申請書類の準備 ・ 協議会等での協議 ・ 法令試験の受験	・ 改定内容の確認 ・ 埼玉運輸支局への相談 ・ 関係資料の準備
	8 9 10 11	・ 第7回交通戦略部会 ・ 第9回法定協議会 ・ 第8回交通戦略部会		・ 実施結果の報告（部会） ・ 実施結果の報告（協議会） ・ 実施結果の公表 ※引き続き、運行実態の 把握に努める	・ 市民コメント（運賃） ・ 意見の取りまとめ、回答 運行内容への反映	
	12 1 2 3	・ 第10回法定協議会 ・ 第2回運賃協議部会 ・ 第9回交通戦略部会 ・ 第11回法定協議会			・ 4条許可申請手続 （協議会等での協議） ・ 運行内容の公表 移動等円滑化基準に関する 適用除外手続（車両関係） ※標準処理期間2か月	・ 交通不便地域の指定 ・ 法定協議会等への協議 ・ 法定計画の改定、公表 国への認定・申請
R8	4 5 6 7	・ 第10回交通戦略部会 ・ 第12回法定協議会			・ 4条申請許可 ・ 本格運行スタート	・ フィーダー系統補助申請 ※10月補助開始

※道路運送法上の標準処理期間は3ヶ月であるが、地域公共交通協議会で協議が整うことにより2か月に短縮可能